

# 出産育児一時金制度について

(出産日が2023年3月31日まで)

出産の時には、退院時にまとまった現金(一般的には40万円~60万円程度)が必要です。でも、出産育児一時金の制度をうまく使えば、まとまった現金も必要ないし、簡単な事務手続きで済む方法もあります。ここでは、制度の大まかな内容と手続きのポイントをご案内します。

## 出産育児一時金って何ですか？

- ◎ 健康保険の被保険者が出産したときに「一時金」として支給されるものです。
- ◎ 被扶養者である家族が出産したときには、「家族出産育児一時金」が支給されます。
- ◎ 妊娠4ヶ月(85日)以上であれば、生産・死産・流産いずれの場合も支給されます。



## 支給額は？

- ◎ 一児につき420,000円(双子の場合は840,000円)

※妊娠週数が22週に達していないなど、「産科医療保障制度対象」ではない出産の場合は、408,000円となります。(令和4年1月1日以降の出産から)

## 手続きはどうしたらいいの？ ※出産育児一時金手続きの流れ ▷ P02

- ◎ 出産育児一時金制度には、3種類の申請方法があります。
  - ① 医療機関(病院、診療所、助産所など)で「**直接支払制度**」を利用する方法
  - ② 医療機関を通じ、健保組合に「**受取代理制度**」を申請する方法
  - ③ 健保組合に出産後「**出産育児一時金申請書**」を提出して直接申請する方法

※「直接支払制度」・「受取代理制度」が使えない医療機関もあります。

### 【申請方法の比較】

	直接支払制度	受取代理制度	出産育児一時金申請書
健保組合への書類提出	<b>不要</b> (但し42万円を超えない場合は必要※1)	<b>必要</b>	<b>必要</b>
退院時の出産費用の支払	<b>不要</b> (但し42万円を超える場合の差額負担は必要)		<b>必要</b>

※1 健保組合から差額支給をします。その際に書類提出が必要となります。

※「産科医療保障制度対象」ではない場合は「42万円」を「40.8万円」に置き換えて下さい。

### ポイント 1 まずは、医療機関に「直接支払制度」が使えるかどうかを確認して下さい。

- 申請手続きは医療機関との間に「合意書」を取り交す形になります。
- 退院時にまとまった現金の用意も不要です(42万円を超える差額負担は必要)

### ポイント 2 「直接支払制度」が使えない場合、「受取代理制度」が使えるかどうかを確認して下さい。

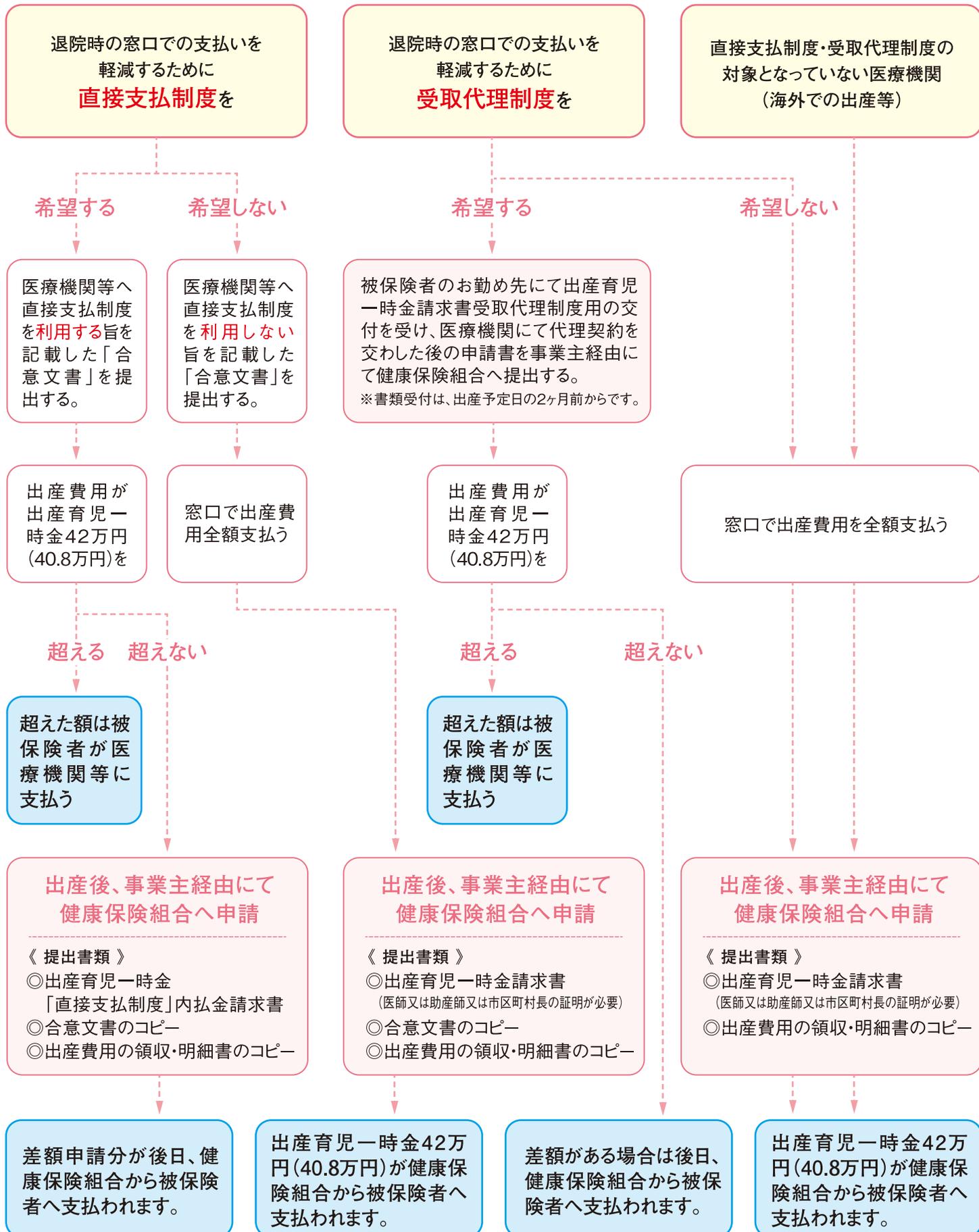
- 医療機関経由で健保組合に書類提出が必要ですが
- 退院時にまとまった現金の用意は不要です(42万円を超える差額負担は必要)

### ポイント 3 「受取代理制度」も使えない場合は、退院時に出産費用を立替して、後日、健保組合に「出産育児一時金申請書」の提出をお願いします。

いざ出産というときに慌てることの無いように、  
事前に医療機関に手続きの方法を確認しておくことをお勧めします。

# 出産育児一時金 手続きの流れ

(出産日が2023年3月31日まで)



出産育児一時金の( )内は産科補償保障制度に未加入の分娩機関での出産や、在胎週数第22週未満で出産・死亡(流産・中絶を含む)の場合の額